

藤沢市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた藤沢市耐震改修促進計画に基づき、当該建築物の所有者が実施する耐震シェルター等を設置するために要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項及び同法第23条の規定による建築士が、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修センター発行）に記載されている「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて木造住宅の調査及び診断を実施し、報告書を作成することをいう。
- (2) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で、市長が別に定める耐震シェルター又は耐震ベッドをいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる事業は、次条に掲げる建築物（藤沢市木造住宅簡易耐震改修工事補助金交付要綱（平成23年4月1日施行、令和4年3月31日廃止）又は藤沢市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）第8条に規定する補助金の交付決定がされた建築物及び現に耐震改修工事を行っている建築物を除く。）に対し耐震シェルター等を設置する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(対象建築物)

第4条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（2世帯住宅及び事務所又は店舗を兼ねる住宅を含む。）であること。
- (2) 地上の階数が2以下の木造の建築物で在来軸組構法により建築されていること。
- (3) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であること。

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 対象建築物の所有者で市内に居住していること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第3章に規定するこの市の普通税及び同法第4章第6節に規定する都市計画税を滞納していないこと。

(補助対象費)

第6条 この要綱において補助金の交付の対象となる費用は、補助事業の実施に要する費用とする。

(補助金の額等)

第7条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、前条に規定する費用の2分の1に相当する額以内（その額が200,000円を超えるときは、200,000円）とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第8条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証又は国民健康保険被保険者証等、所有者全員の住所を確認できる資料の写し
- (2) 対象建築物に係る固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る補助金交付年度の納税通知書等、対象建築物の所有権を確認できる資料の写し
- (3) 対象建築物に係る耐震診断の結果を記載した書類
- (4) 耐震シェルター等設置に要する費用の見積書の写し
- (5) 耐震シェルター等設置箇所の分かる図面及び設置箇所の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付等決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

3 補助金の交付は、一の対象建築物について1回に限るものとする。

(補助事業の実施)

第10条 前条に基づく補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の実施に関する契約を速やかに締結し、補助事業をその年度内に実施し、かつ、完了させなければならない。

(内容の変更等)

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた補助事業の内容に変更が生じるときは、速やかに木造住宅耐震シェルター等設置事業変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合においては、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震シェルター等設置事業変更承認等決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業等の中止等)

第12条 申請者は、交付決定を受ける前に交付の申請を取り下げる必要が生じた場合は、木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付申請取下げ届（第5号の1様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止する必要が生じた場合は、木造住宅耐震シェルター等設置事業中止届（第5号の2様式）に第9条の規定により交付された木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付等決定通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による木造住宅耐震シェルター等設置事業中止届の提出があったときは、当該補助事業に係る申請は取り下げられたものとし、交付決定は取り消されたものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第13条 市長は、第9条第1項の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震シェルター等設置事業完了実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）補助事業の施工の全工程の状態を撮影した写真

（2）補助事業に関する契約書の写し

（3）補助事業に関する領収書の写し

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告に係る事業等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、必要に応じて補助事業の完了検査を行うことができる。

（補助金の額の決定等）

第15条 市長は、前条の報告があった場合において、その報告に係る補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を請求する期限を定め、木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金額確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の通知を受けた者は、市長が指定した期限までに、藤沢市財務規則（昭和39年藤沢市規則第7号）に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が交付決定を受けた内容に関して不正、怠慢、虚偽その他不正な行為をした場合
- (2) 交付決定者が補助金の交付決定に付された条件に違反した場合

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10~~7~~年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。